

児童手当が義務教育就学前まで支給されます

これまで、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が変わり、平成12年6月1日から次のようにになります。



区分	変更前	変更後
対象年齢	3歳未満	義務教育就学前 (6歳到達後の最初の年度末) 平成6年4月2日以後生まれた子
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月

●児童手当の支給を受けるには？

- *児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。役場保健福祉課の窓口（公務員の方は勤務先へ）申請書を提出してください。
- *申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類が必要になります。
- *所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。



参考・平成11年度の児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
なし	170万円	361万円
1人	208万円	399万円
2人	246万円	437万円
3人	284万円	475万円
4人	322万円	513万円
5人	360万円	551万円

●手続きはいつごろ？

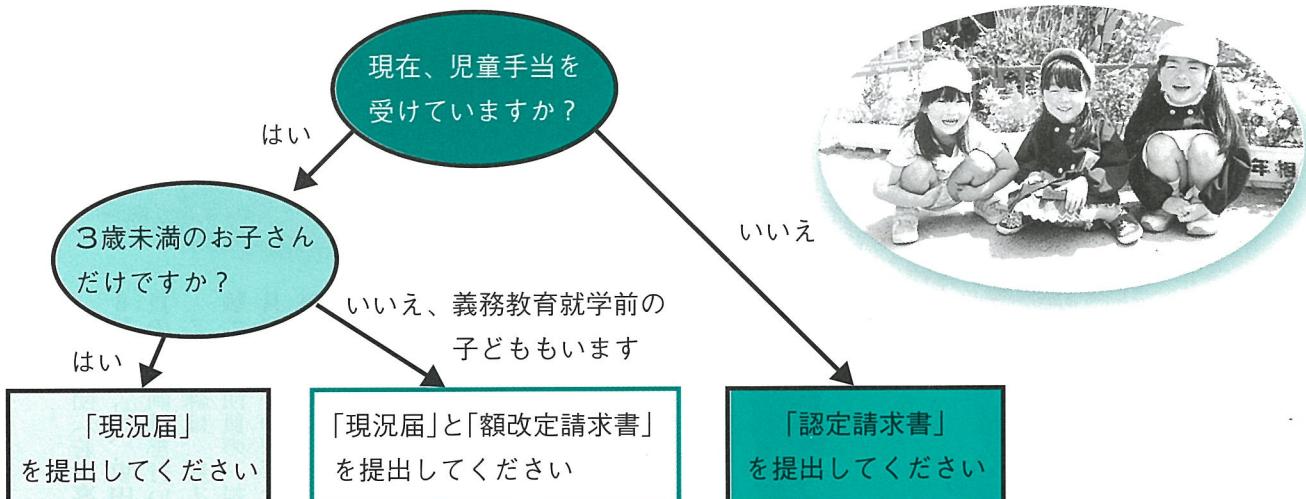
【新規に請求する方】

平成12年9月30日までに申請された場合、
平成12年6月分までを限度に、さかのぼって支給されます。

（9月に申請した場合、事務処理上、10月の支払日に間に合わないときがありますので、早めに申請してください。）

【現在児童手当を受けている方】

「現況届」を6月30日までに提出してください。義務教育就学前のお子さんもいる場合は「額改定請求書」も提出してください。平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給になります。



現況届は6月30日までに提出してください

横芝町では、児童手当制度の改正について、平成6年4月2日以後に生まれた子どものいる世帯に、直接、通知することにもなっています。